

議案第32号

葛飾区個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年 6 月 5 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、保有個人情報の訂正等をした場合の通知先に条例事務関係照会者等を加えるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区個人情報の保護に関する条例（昭和60年葛飾区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第10条第2項ただし書中「第19条第7号」の次に「及び第8号」を加える。

第21条の2中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第21条の3第2項第5号中「第28条」を「第29条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。